保護者　様

　熊本県立八代清流高等学校

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第１９条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

　なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による証明書が必要です。医療機関で発行される診断書が原則になりますが、医療機関の御好意により、学校が発行する証明書に記載していただける場合は、別紙への記入をお願いしてください。（但し、学校発行の証明書でも基本的には有料ですので、ご了承ください）

　証明書は、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 疾病名 | 出席停止期間 |
| 第  １  種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第  ２  種 | インフルエンザ | 発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、  ５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において  感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第  ３  種 | コレラ、細菌性赤痢、  腸管出血性大腸菌感染症  腸チフス、パラチフス  流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎  その他の感染症 |